2012年(平成24年) 5月22日(火) 第136号

建設職能新聞

主な記事
1面・一般社団法人のご挨拶　3面・損保代理店開始について
2面・建設業法違反について　4面・国保だより

一般社団法人 東京建設職能組合連合会
発行人 渡辺喜重
〒162-0843 東京都新宿区市谷田町2ー26
TEL:03(3268)6343 FAX:03(3260)1045
http://www.kenshoku.or.jp
メール:info@kenshoku.or.jp

一般社団法人登記完了についてのご挨拶

～4月より新たな事業活動を展開～

当法人は昭和46年10月1日に、地域に根差した地場建設業を社会的、技術的に発展向上させるとともに、建設業に従事する皆さまの技能の向上及び福祉の増進を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的として活動してまいりました。以来、関係官庁並びに関係者各位のご理解とご支援をいただき、今日に至りましたことを厚く御礼申し上げます。平成20年12月に施行されました公益法人制度改革関連3法により、全ての社団法人は、5年以内に一般社団法人若しくは公益社団法人に移行することが求められており、当法人におきましては、平成23年11月9日付けで東京都知事に対し、特例社団法人から一般社団法人への移行認可申請を行っていたところ、平成24年3月22日付けで東京都知事から認可があり、それを受けて、4月1日付けで一般社団法人としての移行登記を終えたところです。

私たち中小建築業界を取り巻く環境は、先行きの見えない時代を迎え、いよいよ厳しさを増す経営環境の下で、これまでにない多くの関連法施行への対応をはじめ様々な大きな課題に直面しておりますが、今後は社会状況の変化に柔軟に対応できる組織体制を構築する必要がございます。また、住環境の整備と建築物の安全性の確保を図るとともに、消費者のみなさまが安全で安心して生活できる地域社会の形成に寄与してまいりたいと思います。

今後とも、役職員一丸となって、住宅産業界の一員として自らの資質向上と、消費者のみなさまに信頼され、そして社会の要請に応えられる誠実な地場建設業者を育む組合として更なる向上に努めてまいります。

会員並びに関係各位の皆様には、今後とも当法人に対するなお一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

一般社団法人への あゆみ

昭和21年9月、首都東京が廃墟と化し、敗戦後の窮乏と混乱の中、「東京土建職労働組合同盟」として産声を上げました。翌年の昭和22年5月には「東京土建労働組合同盟」として再出発し、昭和40年5月には「東京建設職能組合同盟」と改称しました。

以降、昭和46年10月に東京建設職能組合同盟は結成25年目に社団法人として生まれ変わり、40年間の公益・共益事業集団として社会的責務を果たして参りました。一般社団法人として新たなるスタートを切り、今日に至るまでの動きは左記に記載しました。

年月日	主な出来事	会長名
昭和46年10月	社団法人が認可され 社団法人東京建設職能組合同盟となる	福田民吉
昭和49年4月	事務所を新築・移転 (筑土八幡町から市谷田町へ)	〃
昭和60年5月	名称を変更し 社団法人東京建設職能組合連合会となる	関口正三
平成24年4月	一般社団法人東京建設職能組合連合会として認可され、移行登記が完了	渡辺喜重

主な関係行事予定

5月	22日	火	建設職能新聞136号発行
	25日	金	第66回 定時総会
6月	11日	月	定例連絡会議
	17日～18日	日～月	管外研修旅行 (愛知県・蒲郡市方面)
	20日	水	安全衛生推進大会
	27日	水	パソコン教室 第1回目
7月	3日	火	編集会議
	6日	金	パソコン教室 第2回目
	10日	火	定例連絡会議 東京建築組合連盟総会

平成24年度 「第66回 定時総会」の開催について

一般社団法人　東京建設職能組合連合会
会長　渡辺　喜重

第66回定時総会を下記により開催致します

1.開催日時　平成24年5月25日(金)午後2時～
1.開催場所　新宿区市谷田町2ー26　建設職能会館・大会議室
1.提出議案（予定）
第1号議案　平成23年度事業報告の承認に関する件
第2号議案　平成23年度一般会計（特別会計含む）の決算報告の承認に関する件（貸借対照表・財産目録）
第3号議案　平成23年度終了に伴う監査報告に関する件
第4号議案　平成24年事業計画(案)の承認に関する件
第5号議案　平成24年度一般会計（特別会計含む）予算(案)の承認に関する件
第6号議案　役員の選任に関する件

損害保険代理店の事業開始について

東京建設職能組合連合会では、平成24年4月1日より「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」の代理店として、保険事業を開始致しました。

本会オリジナル商品の「建設業総合保険」「団体交通傷害保険」、その他「クルマの保険」「住まいの保険」等の取り扱いもございます。

詳しくは本紙3面をご覧下さい。

支部組合紹介 私が組合長です

蒲田建具職組合 石川 一見

蒲田畳業組合 小林 克浩

蒲田表具襖内装組合 斉藤 孝雄

大田建設職能組合 井上 宗弘

蒲田建築組合 清水 捷利

大田建設組合 小島 康雄

杉並建築組合 中島 進

大田緑地組合 佐藤 博

玉川建築組合 鍵山 幸弘

愛宕建築職別組合 福田 勇

大森建築組合 高橋 又男

東京表具経師組合 佐藤 岩夫

東調布建築組合 清水 禧一

～住宅トラブル相談激増中～
建設業法を守りながら適正施工を行いましょう

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターでは、消費者からの住宅に対する電話相談と、弁護士と建築士による専門家相談（無料対面相談）を実施しているが、消費者からの相談件数は年々増加し、２００９年からは2万件を超えている。特に「新築住宅不具合等相談」は前年度比45％増、「リフォームに関する相談」は前年度比57％増と高い伸び率となっている。（図1参照）

（図1）電話相談の件数推移

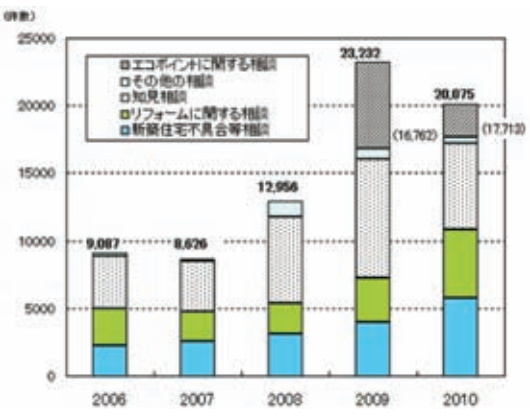

このような消費者の不安を払拭するためにも、地場建設業者としては地域の皆さまの信頼確保に向け、住宅リフォーム・紛争処理支援センターのホームページ並びに住まいるダイヤルをご案内戴きたい。

住まいるダイヤル
0570（016）100

相談件数の多い不具合は？

戸建住宅の主な相談内容は、「屋根からの雨漏り」「外壁のひび割れ」「外壁からの雨漏り」が多い。（図2参照）

（図2）相談件数の多い不具合（戸建住宅）

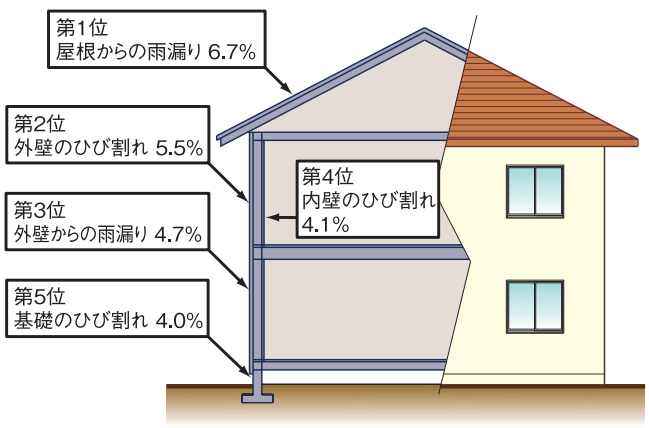

契約不備によるトラブルも

また、契約書の相談も多く、契約を行う際に発注者と施工業者との間では必ず、

・正式な工事請負契約書
・約款
・決定された図面類及び仕様書

を文書で取決め、請負額の変更や工期の遅れ等を消費者に分かり易く説明し、理解を求めることが必要だが、書面だけを消費者に渡し、内容を説明せず故意的にコストダウンや工期短縮を図り、その結果住宅に不具合が発生するケースも多くある。

顧客から信頼される事業者として

トラブルが起こらないよう、建設工事の適正な施工と建設業の健全な発達を図るため、建設業法や建設工事の施工に関する諸法令が制定されている。

（図3）建設業法に違反したら

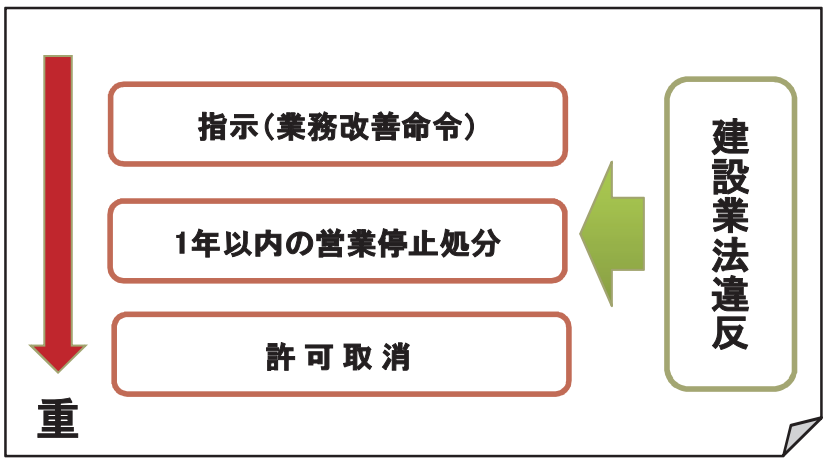

しかし、昨今、定められた規定を守らない施工業者が多く見受けられ、指示処分、営業停止処分、許可取消処分の対象となっている。（図3参照）

これからは、益々、施工業者に対し責任とコンプライアンスが求められ、常に顧客から信頼を得られるよう努力をしなければならないのでないか。

お知らせ

施設見学会

お台場内の施設を見学し、話題の「東京ゲートブリッジ」を歩きます。

開催日時：**平成24年9月14日（金）**

集合場所：市谷田町　（1号車）
　　蒲田駅東口（2号車）

会　　費：2,500円　　定員：70名

締　　切：平成24年8月31日（金）

行 程

日本科学技術館

昼食
ホテルグランパシフィック
にてバイキング

東京ゲートブリッジ

パナソニックセンター

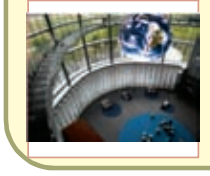

パソコン教室

請求書を１から作ってみよう！

～エクセルで請求書を作成し、宛名ラベルで発送まで～

1回目：**平成24年6月27日（水）**
2回目：**平成24年7月　6日（金）**
両日とも10時～16時半まで

受講料：**3,800円**
（昼食代込）

※連合会ホームページに申込用紙がありますのでご記入の上FAXでお申込下さい。

建設職能　で　検索

～授業内容～

請求書作成
エクセルを使用して色々な関数を使ってみましょう。
例）SUM関数、VLOOKUP関数

宛名ラベル作成
封筒の宛名書き、めんどくさいと思ったことはありませんか？宛名ラベルが便利です。

研修旅行

竹島

今回の研修旅行は、蒲郡へ！
皆様お誘い合わせの上ぜひご参加下さい。

日　時：**平成24年6月17日（日）**
～18日（月）

集合場所：市谷田町建設職能会館前
　　蒲田駅東口三井住友銀行前

募集人数：120名

会　　費：26,000円

締　　切：平成24年5月31日（木）

宿 泊 地　：ホテル竹島

北区表具経師組合　望月　一志

建設職能文京支部　富所由紀子

本郷建築組合　石井　武

東京都塗装工業組合　井口　光一

東京都瓦工事職能組合　藤井　禎夫

城東建築組合　安達　勲

江東建業組合　児玉太吉夫

江東建築業組合　鈴木　充

東京木挽組合　斎藤　末蔵

三田土建組合　渡邊　勝

麻布建設組合　河野　賢雄

六本木建築組合　昆　惣一

蒲田左官職組合　木内　征夫

第８回クロスワードパズル

	北			正	
逆	❶	向	満	❷	光
	邪			見	
	開			野	
押	❸	畑	海	❹	目
	見			取	

問題

次の❶～❹に当てはまる漢字を組み合わせると、ある四文字熟語になります。
ヒント：自然の美しい風物。風雅な趣を楽しむこと。

① 答え ② 氏名 ③ 住所 ④ 電話番号 ⑤ 所属組合をご記入の上FAX（03-3260-1045）かメール（info@kenshoku.or.jp）かハガキにて７月９日（月）までにご応募下さい。正解者の中から抽選で２名の方に5,000円分の全国百貨店共通商品券が当ります。

※当選者は次号（８月中旬発行予定）に掲載いたします。

前号（135号）クロスワードパズル当選者発表

前号の解答：「無病息災」

50名以上のご応募を頂き、次の２名の方が当選されました。

吉田　昭二　様（代々木建設組合）
関　　範明　様（江戸川土建組合）

平成24年5月1日より予約制度が始まります。

詳しくは取り扱い（申請）窓口
『建設職能組合連合会』に
お問い合わせ下さい。
TEL：03-3268-6343　FAX：03-3260-1045

損害保険代理店の事業開始について

平成24年４月１日より「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」の代理店として保険事業を開始致しました。本会オリジナル商品の「建設業総合保険」「団体交通傷害保険」その他「クルマの保険」「住まいの保険」等の取り扱いもございます。

随時申込受付中

タフビズ TOUGH Biz 建設業総合保険

建設業の安定した事業運営のために

工事現場から建設資材が落下して、通行人にケガをさせてしまった。

工事の欠陥でガス漏れ事故が発生し、住民が中毒になってしまった。

タフ TOUGH 団体交通傷害保険

交通事故等によるケガを補償

自転車で転んで骨折

８月17日が保険始期で６月11日から募集開始予定になります。詳細は追って
ご案内させて頂きます。
未加入の方はご相談下さい。

タフ TOUGH クルマの保険

カーライフを取り巻くリスクに

他人にケガをさせた

自分がケガをした

自分の車を壊してしまった

タフ TOUGH 住まいの保険

大切な住まいと家財を守るために

建物の損害

家財の損害

地震による損害
（建物・家財）

他社の保険にご加入の方でも、保険証券をお見せ頂ければ、すぐに見積比較を致します。保険料・補償内容などお気軽にお問い合わせ下さい！

お問い合わせ先
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社　取扱代理店
一般社団法人　東京建設職能組合連合会
TEL:03-3268-6343　FAX：03-3260-1045
担当：藤田

新任組合長のご紹介

藤井禎夫氏
東京都瓦工事職能組合
（平成24年3月1日～）

小林克浩氏
蒲田畳業組合
（平成24年4月13日～）

伊藤徳蔵氏
江戸川土建組合
（平成24年2月10日～）

斎藤末蔵氏
東京木挽組合
（平成24年4月1日～）

※今号より「哀悼」は割愛させて頂きます。ご了承下さい。

法律相談 vol.18

建設工事紛争審査会とは？

工事請負契約書に、「紛争のときは建設工事紛争審査会を利用する」という文章が入っていることがあります。

「あっせん」「調停」「仲裁」三つの手続

建設工事紛争審査会は、建設業者と建設業者の間、注文者と建設業者の間の、工事の瑕疵や請負代金の未払いといった請負工事に関するトラブルを迅速、簡便に解決するために設けられたもので、「あっせん」「調停」「仲裁」の三つの手続があります。あっせんは一番簡便で、争いがあまり複雑でないときに向いています。争いがより複雑なときは、調停が向いています。あっせんも調停も、双方で合意ができなければ、手続は打ち切りとなります。改めて、仲裁や裁判を起こす必要があります。仲裁は、裁判と似た手続で、解決には至りますが、仲裁をする前提として、裁判を起こさない旨の合意が必要であり、また、仲裁に不服でも、その変更を求める手続がありません。

裁判と比べると・・・

①例えば、審査会で請負代金を支払うと合意しても支払がされない場合、あっせん・調停だと、財産の差押ができないのです。改めて裁判を起して判決をもらう必要があります。

②あっせん・調停の申立では、時効が中断しません。請負の時効は、引渡または工事完了後３年と短いため、時効が完成する危険があります。

③仲裁は、裁判のような不服申立ができません。トラブルが生じたとき、これらの利点、欠点を比較して手続を選んでみて下さい。

顧問弁護士
柴田　浩子
柴田総合法律事務所
TEL:03-5689-3481
FAX:03-5689-3482

蒲田塗装工業組合　高橋　一敏

東京建具協同組合　塚田　義信

昭南建設組合　野口伊佐夫

大田区塗装業組合　田口　亨二

狛江建設組合　小川　登

東京瓦事業協同組合　神谷　正博

八王子南多摩建築組合　矢内　勇吉

北多摩建築組合　大久保和男

荻窪建築組合　井上　武

江戸川土建組合　伊藤　徳蔵

月島建設業組合　三上　義信

中央畳工組合　新藤　一郎

一般社団法人
早稲田建設業組合　杉嵜　守彦

国保だより

建設職能会館内
国保組合事務局
TEL　3260-6441
FAX　3260-7534

平成24年度 事業計画・予算を承認

第43回通常組合会

6年連続 保険料据え置き

役員改選　理事長に副理事長の渡辺喜重氏

東京建設職能国保組合第43回通常組合会が2月24日、新宿区市谷の建設職能会館で開かれ、規約の一部改正、平成24年度予算・事業計画、任期満了に伴う役員改選等を審議した。

挨拶する渡辺新理事長

組合会は、午後2時から組合会議員、理事・監事35名が出席し、野口理事長挨拶のあと小山孝司（東京瓦事業協同組合）議長で審議が行われた。

規約改正 役員任期等を2年に

結核と精神医療に限り自己負担なしとしていた結核精神医療給付金は、国保組合の手厚すぎる給付のひとつとして批判を浴びていたが、厚労省と都の強い要請のもと、平成24年度から廃止を決めた。

また、役員・議員の任期はこれまで3年となっていたが、2年に短縮された。

事業計画・予算 積立金を一部取崩し

平成24年度予算は国庫補助金の大幅な減少が見込まれるなか、歳入不足を補うため、積立金の必要積立額を超えた額のうち、1億7千万円を取り崩すことを決め、これで6年連続で保険料を据え置いたほか、今年好評だったインフルエンザ補助金などの保健事業は前年同様行う。

小山議長により審議が進められる第43回通常組合会

役員改選

野口理事長が今期限りでの勇退を表明していた今回の役員改選では、理事10名と監事2名のうち再任が7名、新任で5名が選ばれ、組合会を中断して行なわれた理事会では理事長に副理事長の渡辺喜重氏が全会一致で選出されたほか、副理事長3名及びコンプライアンス担当理事、常務理事を右表のとおり互選した。

第15期 国保組合新役員

理事長	渡辺喜重（昭南建設）	
副理事長	中島　進（杉並建築）	
〃	加藤信愛（大田緑地）	
副理事長兼コンプライアンス担当	清水禧一（東調布建築）	
常務理事	＊宮崎　修（事務局）	
理事	石井　武（本郷建築）	
〃	黒川　修（首都圏建築）	
〃	＊高橋又男（大森建築）	
〃	＊矢内勇吉（八王子南多摩建築）	
〃	＊神谷正博（東京瓦事業）	
監事	清水捷利（蒲田建築）	
〃	＊杉嵜守彦（早稲田建設業）	

順不同敬称略。＊は新任。

野口前理事長　感謝の会

16年間理事長を務めて勇退した野口前理事長感謝の会が4月20日、アルカディア市ヶ谷で開かれ関係者約70名が集まった。最後に小山理事、高橋監事らと共に花束贈呈では会場から労いの惜しみない拍手が続いた。

職員から花束を贈られる野口前理事長ら

◆被保険者数

組合員	4,008人
家　族	5,467人
計	9,475人

（3月末現在）

平成２４年度国保保険料（月額）

1　医療給付費分及び後期高齢者支援金分（据置）

区　分		都内居住者	都外居住者
組合員	30歳以上	15，200円	17，200円
	25歳以上30歳未満	11，000円	13，000円
	20歳以上25歳未満	8，000円	10，000円
	20歳未満	5，000円	7，000円
家　族	1人につき（後期高齢者組合員の家族も含む）	4，300円	4，700円

＊家族は4人まで賦課、5人目以降は免除。
＊組合員の年齢は毎年度4月1日現在で区分します。

2　介護納付金分（据置）

区　分	介護保険第2号被保険者	都内・都外
40歳から64歳	組合員・家族とも上記1の保険料に加算	2，000円（1人につき）

＊満40歳になる場合は、誕生日の前日の月から納付します。

3　後期高齢者組合員（据置）

区　分	後期高齢者医療制度適用組合員	都内・都外
75歳以上	後期高齢者医療制度に移行後、被保険者ではない組合員として組合員資格を継続した場合	500円

高齢受給者証が更新されます

前期高齢者（70歳～74歳）の方が現在お持ちの高齢受給者証は、本年７月31日で有効期限が切れます。

本年８月１日から１年間有効の高齢受給者証の交付にあたっては、受診の際、窓口で支払う一部負担金の負担割合を再判定する必要があることから、該当する方の所得を確認するため次の①～③のいずれかの確認書類を提出していただくことになりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、対象者には６月中旬頃に所属支部組合を通じてお知らせいたします。

区　分	所属年度	所得確認（提出）書類
事業所得者	２４年度	① 区（市町村）民税・都（県）民税納税通知書（普通徴収）（写）
給与所得者	２４年度	② 区（市町村）民税・都（県）民税特別徴収税額通知書（特別徴収）（写）
非課税者	２４年度	③ 区（市町村）民税・都（県）民税課税（非課税）証明書（写）

事後請求が可能に 保養施設利用補助金

契約保養所を使って割引利用ができる保養施設利用補助金制度は、これまで事前申請が前提だったが、これからは全国どこでもホテル・旅館を利用した場合には、申請書に宿泊証明をもらっておけば、旅行後に領収書を添えて補助金が申請できるよう制度が改正されました。

詳細は下記ホームページまたは国保事務局まで。

国保ＨＰアドレス http://www.kenshoku-kokuho.or.jp/

異動の届出は14日以内に

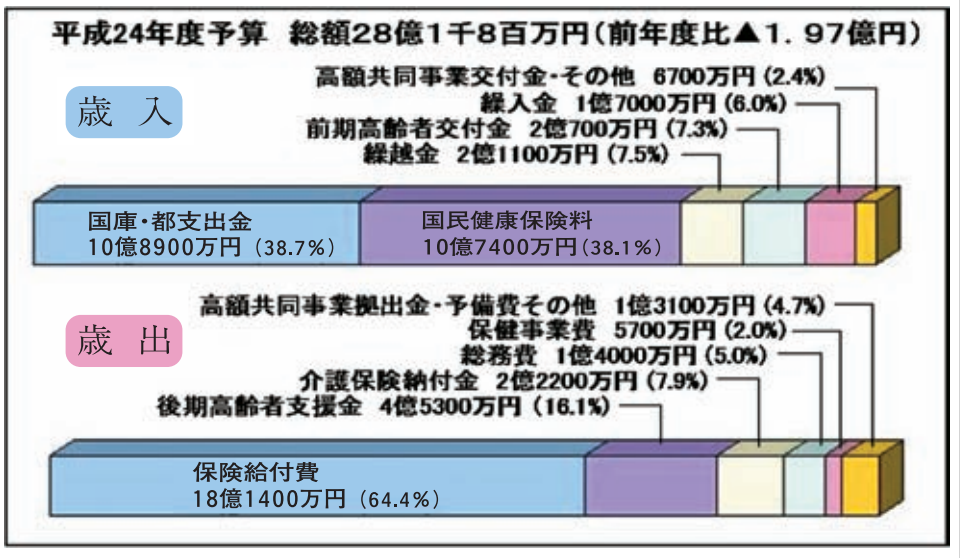

建設職能国保の加入者に 東京ディズニーリゾート特別利用券を差し上げます

平成24年度からの福利厚生事業として東京ディズニーリゾート特別利用券（2,000円券）を配布します。対象は、組合員（後期組合員を含む）とその家族である被保険者で、年度内１人１枚まで、利用開始は６月１日より。

東京ディズニーリゾートのチケット購入やディズニーホテル関連の宿泊利用等に2,000円の割引券として使用できます。また対象人数分の特別利用券の他に、組合員には建設職能国保が団体会員となっている「マジックキングダムクラブメンバーシップカード」をお送りします。特別利用券だけの利用もできますが、このカードに組合員が署名して同時に提示すると、署名されたメンバーとその家族の方は、マジックキングダムクラブパスポート（通常料金より大人・中人400円、小人200円割引）が購入できるほか、さまざまな特典が受けられます。メンバーシップカードは無料で、有効期間内なら何回でも利用できます。

特別利用券は、限定枚数を配布し終えた時点で終了となります。ご希望の方は「東京ディズニーリゾート特別利用券申込書」を所属支部に請求、または建設職能国保ホームページからダウンロードし、所属支部までお申し込みください。

首都圏建築組合　黒川　修
世田谷中小建設業協会　代表者　安東　久子
東京都畳工業協同組合　柳田　孝光
京浜工業塗装協同組合　石井庄四郎
練馬建設事業組合　黒田　國男
一般社団法人 西部建設厚生協会　植島　清春
江東板金組合　谷田川良一
田無保谷建設組合　代表者　下田　均
城南建設組合　宮澤　正倫
東調布建設組合　植松　勝己
小岩建築協同組合　川上　廣男
東京造園業組合　渡辺　真史
代々木建設組合　吉田　昭二